

●使用料及び手数料条例施行規則

改正後	改正前
<p>別表第二（第四条第一項） 一～七十六の四 略</p> <p>七十六の五 知事認定獣医師による豚熱の予防接種に係る豚熱予防液の交付等に関する事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ・ロ 略</p> <p>七十六の六 登録飼養衛生管理者への豚熱予防液交付手数料</p> <p>七十七～九十二 略</p> <p>九十三 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ 宅地造成工事許可申請手数料 ロ 宅地造成工事計画変更許可申請手数料</p> <p>九十四～九十七 略</p> <p>九十八 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づく事務（次号に規定するものを除く。）に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ 確認申請手数料 ロ 構造計算適合性判定申請手数料 ハ 完了検査申請手数料 ニ 中間検査申請手数料 ホ 検査済証の交付を受ける前における確認の申請に係る建築物等の仮使用認定申請手数料 ヘ 計画通知手数料 ト 構造計算適合性判定通知手数料 チ 工事完了通知手数料 リ 特定工程工事終了通知手数料 ス 検査済証の交付を受ける前における計画の通知に係る建築物等の仮使</p>	<p>別表第二（第四条第一項） 一～七十六の四 略</p> <p>七十六の五 知事認定獣医師による豚熱の予防接種に係る豚熱予防液の交付等に関する事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ・ロ 略</p> <p>(新設)</p> <p>七十七～九十二 略</p> <p>九十三 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ 宅地造成工事許可申請手数料 ロ 宅地造成工事計画変更許可申請手数料</p> <p>九十四～九十七 略</p> <p>九十八 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づく事務（次号に規定するものを除く。）に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ 確認申請手数料 ロ 構造計算適合性判定申請手数料 ハ 完了検査申請手数料 ニ 中間検査申請手数料 ホ 検査済証の交付を受ける前における確認の申請に係る建築物等の仮使用認定申請手数料 ヘ 計画通知手数料 ト 構造計算適合性判定通知手数料 チ 工事完了通知手数料 リ 特定工程工事終了通知手数料 ス 検査済証の交付を受ける前における計画の通知に係る建築物等の仮使</p>

- 用 認定申請手数料
- ル 仮設建築物建築許可申請手数料
- ヲ 一団地の建築物の特例認定申請手数料
- ワ 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料
- カ 広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料
- ヨ 広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料
- タ 公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等認定申請手数料
- レ 公告認定対象区域内における建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料
- ソ 公告許可対象区域内における建築物の新築又は増築等許可申請手数料
- ツ 一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料
- ネ 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- ナ 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画認定申請手数料
- ラ 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画変更認定申請手数料
- ム 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画認定申請手数料
- ウ 建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料

九十八の二 建築基準法に基づく事務（同法第三章に規定する事務に限る。）

- に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- イ 道の位置の指定申請手数料
- ロ 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料
- ハ 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料
- ニ 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料
- ホ 道路内における建築認定申請手数料
- ヘ 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料
- ト 壁面線外における建築許可申請手数料
- チ 用途地域等における建築等許可申請手数料

- 用 認定申請手数料
- ル 仮設建築物建築許可申請手数料
- ヲ 一団地の建築物の特例認定申請手数料
- ワ 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料
- カ 広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料
- ヨ 広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料
- タ 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料
- レ 一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料
- ソ 一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料
- ツ 一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料
- ネ 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- ナ 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画認定申請手数料
- ラ 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画変更認定申請手数料
- ム 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画認定申請手数料
- ウ 建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料

九十八の二 建築基準法に基づく事務（同法第三章に規定する事務に限る。）

- に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- イ 道の位置の指定申請手数料
- ロ 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料
- ハ 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料
- ニ 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料
- ホ 道路内における建築認定申請手数料
- ヘ 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料
- ト 壁面線外における建築許可申請手数料
- チ 用途地域等における建築等許可申請手数料

リ 特殊建築物等敷地許可申請手数料
ス 建築物の延べ面積の特例認定申請手数料
ル 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料
ヲ 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料
ワ 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料
カ 建築物の敷地面積の許可申請手数料
ヨ 建築物の高さの特例認定申請手数料
タ 建築物の高さの特例許可申請手数料
レ 建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料
ソ 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料
ツ 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
ネ 高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料
ナ 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料
ヲ 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料
ム 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料
ウ 都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料
キ 居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料
ノ 居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料
オ 特定用途誘導地区における建築物の容積率又は建築面積の特例許可申請手数料
ク 特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料
ヤ 特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の許可申請手数料
マ 特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料
ケ 特定防災街区整備地区における建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料
フ 景観地区における建築物の高さの許可申請手数料
コ 景観地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料

リ 特殊建築物等敷地許可申請手数料
(新設)
ス 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料
ル 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料
ヲ 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料
ワ 建築物の敷地面積の許可申請手数料
カ 建築物の高さの特例認定申請手数料
(新設)
ヨ 建築物の高さの許可申請手数料
タ 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料
レ 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
(新設)
ソ 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料
ツ 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料
ネ 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料
ナ 都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料
ヲ 居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料
ム 居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料
ウ 特定用途誘導地区における建築物の容積率又は建築面積の特例許可申請手数料
キ 特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料
ノ 特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の許可申請手数料
オ 特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料
ク 特定防災街区整備地区における建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料
ヤ 景観地区における建築物の高さの許可申請手数料
マ 景観地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料

- エ 景観地区における建築物の敷地面積の許可申請手数料
- ア 景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- ア 再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- サ 再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可申請手数料
- キ 開発整備促進区における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- ユ 建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- メ 区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率の特例認定申請手数料
- ミ 高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料
- シ 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- エ 地区計画等の区域における建築物の建築面積の特例認定申請手数料
- ヒ 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料

九十八の三〇百六 略

百七 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

イ 略

- チ 駐車監視員資格者証再交付手数料
- リ 特定自動運行許可申請手数料
- ヌ 特定自動運行計画変更許可申請手数料
- ル 道路使用許可申請手数料
- ロ 道路使用許可証再交付手数料
- ワ 運転免許試験手数料
- カ 検査手数料
- コ 再試験手数料

- ケ 景観地区における建築物の敷地面積の許可申請手数料
- ア 景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- コ 再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- エ 再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可申請手数料
- ア 開発整備促進区における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- ア 建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- サ 区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率の特例認定申請手数料
- キ 高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料
- ユ 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- メ 地区計画等の区域における建築物の建築面積の特例認定申請手数料
- ミ 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料

九十八の三〇百六 略

百七 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

イ 略

- チ 駐車監視員資格者証再交付手数料
- (新設)
- (新設)
- リ 道路使用許可申請手数料
- ヌ 道路使用許可証再交付手数料
- ル 運転免許試験手数料
- カ 検査手数料
- コ 再試験手数料

百七の二〜百三十三 略

フ|ケ|マ|ヤ|ク|オ|ノ|キ|ウ|ム|ラ|ナ|ツ|ソ|レ|タ|
免許証交付手数料
免許証再交付手数料
免許証更新手数料
經由手数料
認知機能検査手数料
運転技能検査手数料
運転経歴証明書交付手数料
審査手数料
技能検定員資格者証交付手数料
技能検定員審査手数料
教習指導員資格者証交付手数料
教習指導員審査手数料
国外運転免許証交付手数料
講習手数料
通知手数料
特定任意講習手数料
特定任意高齢者講習手数料

百七の二〜百三十三 略

マ|ヤ|ク|オ|ノ|キ|ウ|ム|ラ|ナ|ツ|ソ|レ|タ|ヨ|カ|
免許証交付手数料
免許証再交付手数料
免許証更新手数料
經由手数料
認知機能検査手数料
運転技能検査手数料
運転経歴証明書交付手数料
審査手数料
技能検定員資格者証交付手数料
技能検定員審査手数料
教習指導員資格者証交付手数料
教習指導員審査手数料
国外運転免許証交付手数料
講習手数料
通知手数料
特定任意講習手数料
特定任意高齢者講習手数料